

農業用ため池の防災減災対策推進のための参考資料

～所有者不明土地において法に基づく各種制度を活用して
工事着手した取組事例集～

令和8年3月

農林水産省農村振興局整備部防災課

【本事例集について】

気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化が顕著となっており、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫している中、農業用ため池の防災・減災対策を進めていくことが、近年ますます重要になっており、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な実施を推進しているところです。

一方、農業用ため池の多くは江戸時代以前に築造されたもの、あるいは築造年代が不明なものであり、権利者の世代交代により、権利関係が不明確かつ複雑化しており、防災工事の実施に当たっては、所有者の探索や用地取得に多大な時間や労力が必要となり、円滑な事業実施の支障となっているケースがあります。

本事例集は、農業用ため池の円滑な防災工事の着手に資するため、所有者不明土地において、代執行をはじめとする各種制度を活用し、農業農村整備事業の工事（農業用ため池の防災工事以外の工事を含む）に着手した事例を収集し、取りまとめたものです。

— 本資料を参考にすることに当たっての留意点 —

本資料は実務者用の参考資料であり、掲載されている各種制度の活用にあたっては、各法令・事業の所管省庁や管轄の法務局等に御相談ください。

【事例一覧】

番号	事例	根拠法	概要	頁
1	ため池管理保全法に基づく代執行の活用 〔三重県〕	農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 条）（ため池管理保全法）	・ 県が防災重点農業用ため池の防災工事を代執行するために活用	1
2	不在者財産管理制度の活用 〔大分県〕	民法（明治 29 年法律第 89 号）	・ 県が防災重点農業用ため池の防災工事に必要な用地を借地するために活用	8
3	相続財産管理制度（相続財産清算制度）の活用 〔山梨県〕	民法（明治 29 年法律第 89 号）	・ 県が用水路改修工事に必要な用地を取得するために活用	12
4	長期相続登記等未了土地解消事業の活用 〔千葉県〕	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律 49 号）	・ 県が法定相続人の探索の省力化、特定のために活用	18
5	表題部所有者不明土地解消事業の活用 〔岩手県〕	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）	・ 県が表題部所有者不明土地の所有者特定のために活用	22
6	認可地縁団体の不動産登記申請の特例の活用 〔新潟県〕	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	・ 法人格のある認可地縁団体が、県による防災重点農業用ため池の防災工事のために、当該ため池の所有権を取得するために活用	29

1 ため池管理保全法に基づく代執行の活用〔三重県〕

事案の概要

三重県桑名市の「馬の頭新溜池」は、浸水想定区域内に住戸 1,100 戸、第 1 次緊急輸送道路（国道 258 号）、鉄道（養老鉄道）等が存在する防災重点農業用ため池である。

地震耐性評価の結果、所定の安全率を満たさないことが判明し、防災工事の優先度が高いものと判断されていた。

しかしながら、ため池の所有者が確知できなかったことから、ため池管理保全法第 11 条に基づく代執行により、農村地域防災減災事業を活用して防災工事に着手した。

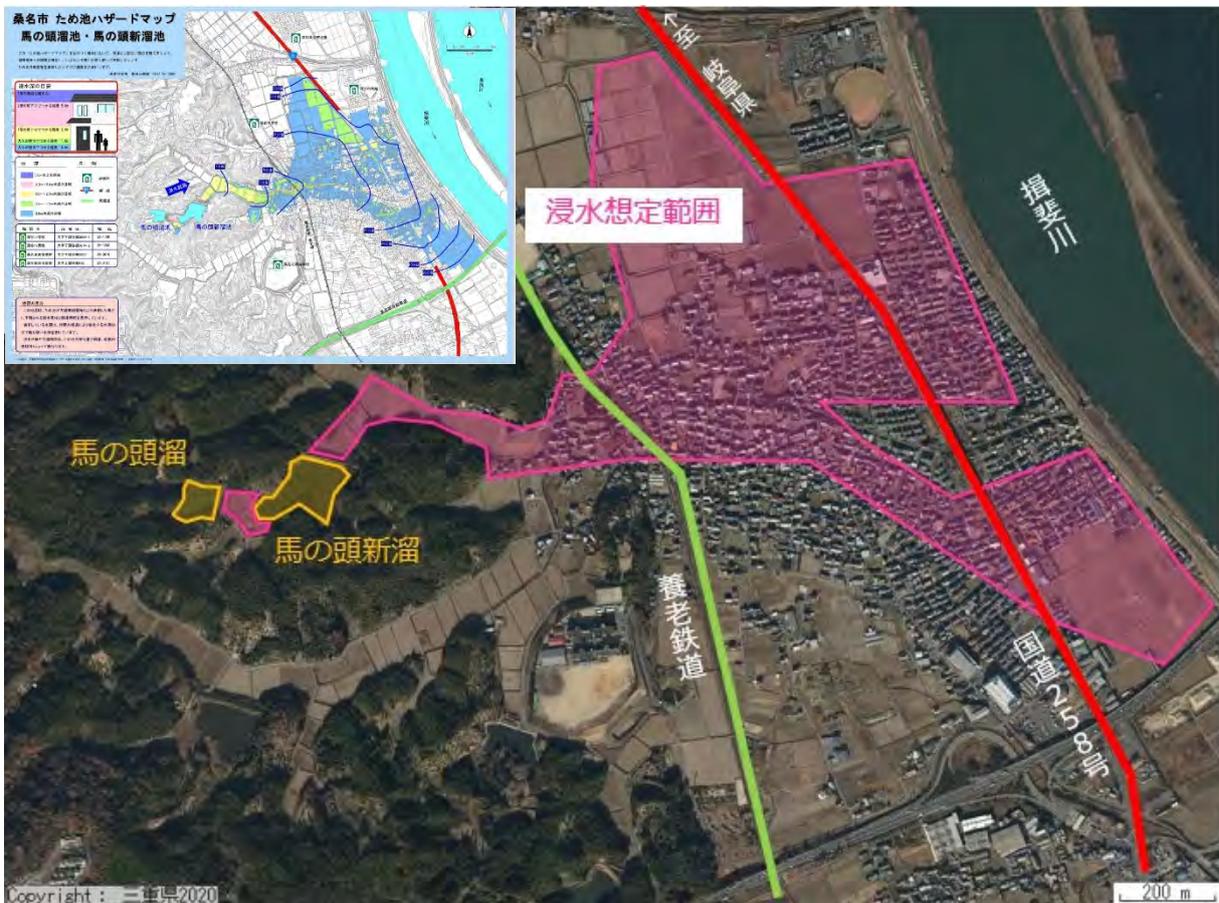


図 馬の頭新溜池の浸水想定区域

土地の状況

馬の頭新溜池の池敷は、登記簿を確認したところ、A 氏外 3 名の共有地 1 筆、堤体部は 6 筆（1 筆ごとに 1 名の所有者）に分かれていた。また、登記簿では、池敷の A 氏以外の所有者 3 名の氏名及び A 氏を含む所有者の全ての住所が記載されていなかった。また、堤体部の 6 筆は、所有者の氏名のみで住所が記載されておらず、所有者が全く確知できない状況であった。

資料 馬の頭新溜池の敷地の公図合わせ図及び登記事項証明書の記載状況



○池敷の記載状況		全部事項証明書 (土地)	
表題部	(土地の表示)	調整	○年○月○日
地図番号	〔余白〕	筆界特定	〔余白〕
所在	桑名市○○		〔余白〕
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
○番	ため池	14271	〔余白〕
〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の確定により移記 ○年○月○日
所有者	A 外3名		

○堤体部の記載状況		全部事項証明書 (土地)	
表題部	(土地の表示)	調整	△年△月△日
地図番号	〔余白〕	筆界特定	〔余白〕
所在	桑名市△△		〔余白〕
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
△△番	ため池	479	〔余白〕
〔余白〕	〔余白〕	〔余白〕	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の確定により移記 △年△月△日
所有者	B		

『権利部』の記載がない(住所不明)
⇒ 所有者不明

表題部：登記記録のうち不動産の物的状況

権利部：登記記録のうち不動産の権利関係

解決のために講じた方策の手順

1 土地所有者の探索

実施時期	内容
令和3年11月～ 令和4年6月	<p>○不確知所有者関連情報を保有すると思われる者への聞き取り</p> <p>県が農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第11条に基づき、以下の者へ聞き取りを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池を現に占有する者：農家組合長 ・ため池敷地である土地の所有権その他の権利を有する者：農家組合役員等(ため池を現に占有する者である農家組合がため池を管理していることから、「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」に記載されている「所有権以外の権原」を農家組合役員その他組合員が有していると判断。) ・都道府県知事が保有する情報(データベースに所有者として記載されている者)：農家組合連合会
令和3年12月	<p>○土地の登記事項証明書(全部事項)の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池敷1筆：A氏外3名の共有地 ・堤体部6筆：それぞれ個人所有(所有者A、B、C、D、E、F)
令和4年6月	<p>○登記名義人に係る不確知所有者関連情報の提供の依頼</p> <p>県が登記名義人(A、B、C、D、E、F)が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町に対し、住民票の写し、住民票の除票の写し、戸籍謄</p>

	本、除籍謄本、戸籍の附票の提供を求めたが、全員の記録なし
--	------------------------------

2 管理者の探索

<p>ため池の管理者は桑名市の報告から農家組合であることは判明していたが、防災工事は管理者が措置可能な行為ではないため、管理者に対して勧告はできないと判断した（「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン（農林水産省農村振興局）」第3章の2の（1）のエ参照）。</p>
--

3 ため池管理保全法第11条第1項に基づく公告

実施時期	内容
令和4年11月～ 令和5年1月	<p>県がため池管理保全法第11条第1項に基づき、以下の内容について県の公報及びホームページにて公告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特定農業用ため池の所有者等は公告の日から起算して60日以内に防災工事を施行しなければならないこと ・期限までに、防災工事を施行しないときは、県が自ら防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を当該特定農業用ため池の所有者等から徴収することがあること <p>（結果として、県は自ら防災工事を実施（農村地域防災減災事業、事業負担割合：国55%、県35%、市10%）</p>

4 工事着手

実施時期	内容
令和5年4月	設計業務着手
令和6年10月	防災工事着手

令和04年11月29日

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項に基づく公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第11条第1項第2号に該当すると認められるため、同項後段の規定により次のとおり公告します。

令和4年11月29日

三重県知事 一見勝之

1 この公告は、次の特定農業用ため池の所有者等に対し、防災工事を施行すべきことを命ずるにあたり、当該特定農業用ため池の所有者等を、確知することができないことから行うものです。

(1) 特定農業用ため池の名称

馬の頭新溜

(2) 特定農業用ため池の所在地

桑名市大字下深谷部字馬之頭2990

桑名市大字下深谷部字馬之頭2990-1

桑名市大字下深谷部字馬之頭2990-2

桑名市大字下深谷部字馬之頭2990-3

桑名市大字下深谷部字馬之頭2990-4

桑名市大字下深谷部字馬之頭2990-5

桑名市大字下深谷部字馬之頭2990-6

2 1の特定農業用ため池の所有者等は、この公告の日から起算して60日以内に、次に掲げる防災工事を施行しなければならないものとします。

(1) 施行すべき防災工事の内容

馬の頭新溜池の地震及び豪雨に対する脆弱性を改善する防災工事

(2) 理由

当該特定農業用ため池から農業用水を安定的に供給するとともに、当該特定農業用ため池の決壊等による周辺地域への被害を防止するため

3 2に掲げる期限までに、当該防災工事を施行しないときは、三重県が自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を当該特定農業用ため池の所有者等から徴収することがあります。

4 問い合わせ先

三重県農林水産部農地調整課用地班

電話 059-224-2549

三重県桑名農政事務所農村基盤室農村計画課

電話 0594-24-3826

<農業用ため池の管理及び保全に関する法律（抜粋）>

（代執行）

第十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事を施行すべき旨及びその期限までに当該防災工事を施行しないときは、自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告するものとする。

一 （略）

二 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお特定農業用ため池の所有者等を確知することができないため第六条の勧告をすることができないとき。

三 （略）

2・3 （略）

<農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（抜粋）>

（特定農業用ため池の所有者等の探索の方法）

第三条 法第十一条第一項第二号の政令で定める方法のうち特定農業用ため池の所有者に係るものは、当該所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該所有者であって確知することができないものを確知するために必要な情報（以下この項において「不確知所有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一 当該特定農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書の交付を請求すること。

二 当該特定農業用ため池を現に占有する者その他の当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求めること。

三 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の所有者として記録されている者又は前二号の措置により判明した当該特定農業用ため池の所有者と思料される者（以下この号及び次号において「記録名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該記録名義人等に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。

四 記録名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該記録名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該特定農業用ため池の所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求めること。

五 前各号の措置により判明した当該特定農業用ため池の所有者と思料される者に対し

て、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

2 法第十一条第一項第二号の政令で定める方法のうち特定農業用ため池の管理者（法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人を含む。以下この項において同じ。）に係るものは、当該管理者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該管理者であつて確知することができないものを確知するために必要な情報（以下この項において「不確知管理者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の管理者として記録されている者が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該者に係る不確知管理者関連情報の提供を求めること。

二 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の管理者として記録されている者が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該者又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該特定農業用ため池の管理者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該特定農業用ため池に係る不確知管理者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知管理者関連情報の提供を求めること。

三 前二号の措置により判明した当該特定農業用ため池の管理者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の管理者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

<農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（抜粋）>

（不確知所有者関連情報を保有すると思料される者）

第十一条 令第三条第一項第二号（令第四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該特定農業用ため池を現に占有する者

二 当該特定農業用ため池の敷地である土地について所有権その他の権利（登記されたものに限る。）を有する者

三 前二号に掲げる者のほか、都道府県知事（令第四条において準用する場合にあつては、市町村長）が保有する情報（当該特定農業用ため池の所有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不確知所有者関連情報を有すると思料される者

（不確知所有者関連情報の提供を求める措置）

第十二条 令第三条第一項第四号（令第四条において準用する場合を含む。）の規定により不確知所有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

一 記録名義人等が自然人である場合には、当該記録名義人等が記録されている戸籍簿

又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該記録名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。

二 前号の措置により判明した当該記録名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

三 記録名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を求めること。

四 記録名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該記録名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。

(特定農業用ため池の所有者を特定するための措置)

第十三条 令第三条第一項第五号（令第四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める措置は、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該特定農業用ため池の所在する都道府県（令第四条において準用する場合にあつては、市町村）の区域内においては、当該措置に代えて、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

<農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン（抜粋）>

第3章 農業用ため池の適正な管理

2 勧告について

(1) 運用にあたっての留意すべき事項

ア～ウ （略）

エ 所有者等が確知できず防災工事の勧告ができない場合の考え方

勧告は、該当する農業用ため池の所有者等に対し行うものであるが、災害防止上必要な工事を実施する必要がある場合で、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条で定める探索を行っても所有者等を確知できない場合は、公告手続を経た上で、代執行により、都道府県知事が防災工事を実施できることとしている（本法第11条第1項）。

所有者は確知できないものの、管理者は判明している場合、管理者に勧告することができる。なお、管理者に対する勧告は、管理者が有する権限に照らして管理者が措置可能な行為に限られる。

2 不在者財産管理制度の活用〔大分県〕

事案の概要

大分県国東市の柿迫池（防災重点農業用ため池）は、明治時代に築造され、地域の農業用水源としての役割を担ってきたが、堤体法面の侵食や漏水が見られ、地震や豪雨により決壊のおそれがあったことから、早急に改修する必要があった。

柿迫池の堤体の改修（拡幅）に当たって、隣接する用地を取得する必要があったが、当該用地の登記名義人の住民票や戸籍謄本等が存在しなかった。

地元住民に聞き取ったところ、登記名義人の行方は分からず、また、当該ため池の草刈り等の管理をしている者に登記名義人の行方を確認したが、当該用地は代々自分の家の所有地と認識しており、登記名義人のことは知らなかった。

このため、柿迫池の改修事業の事業主体である大分県が不在者財産管理人制度を活用して当該用地の買収を行い、工事に着手した。



図 柿迫池の浸水被害区域図



写真 施工中



写真 完成後

土地の状況

土地の登記事項証明書を確認したところ、当該用地の所有者は A 氏となっていたが、住民票や戸籍謄本等が存在せず、確知できない状況だった。また、地元住民や当該ため池の管理者に聞き取りを行ったが、いずれも登記名義人のことは知らず、当該用地の所有者を確知することができなかった。

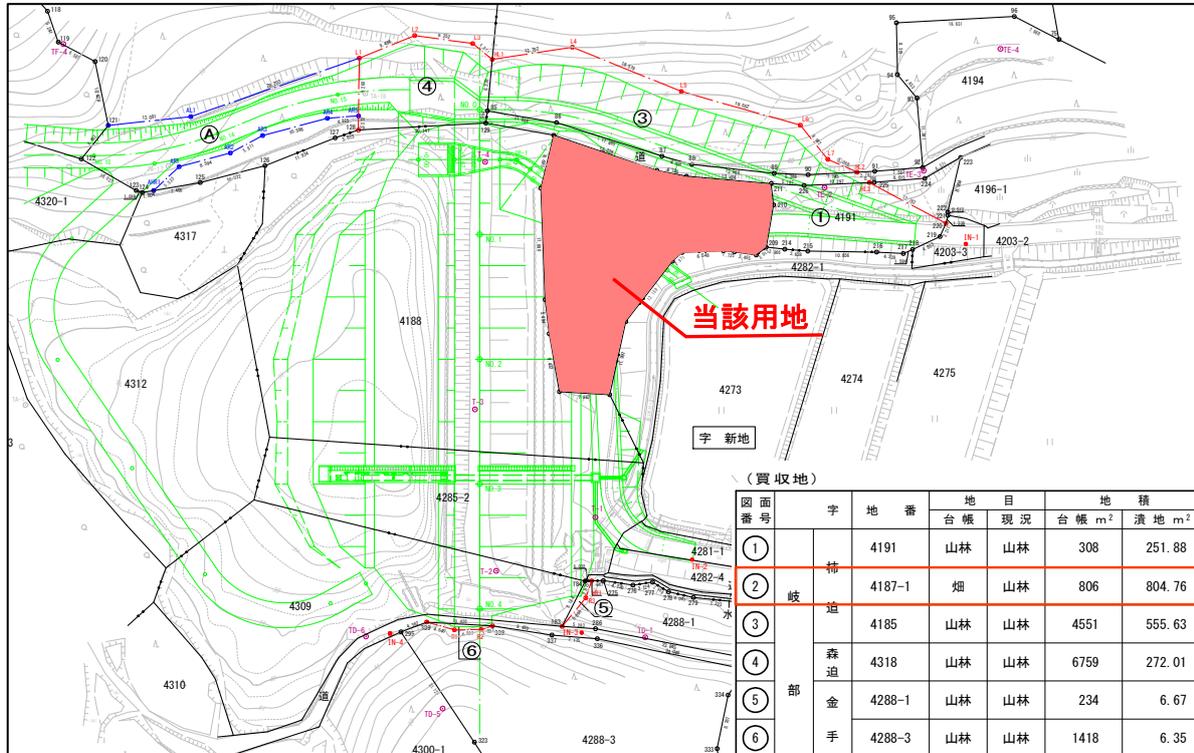


図 計画平面図及び用地図

解決のために講じた方策の手順

1 土地所有者の探索

実施時期	内容
平成 28 年 8 月	<p>○土地の登記事項証明書の請求</p> <p>県が当該用地に係る土地の登記事項証明書の交付を登記所に請求したところ、当該用地の所有者は A 氏、その住所は Y 村（現 X 市）となっていた。</p>
平成 28 年 8 月	<p>○住民票の写し等の請求</p> <p>県が X 市に対して、A 氏の住民票の写しの提供を求めたところ、住民票が存在しなかったため、住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本の提供を求めたが、いずれも存在しなかった。</p>
平成 28 年 9 月	<p>○郵便物を用いた確認</p> <p>県が当該工事に関する連絡がある旨を記載した文書を、登記事項証明書に記載されていた A 氏の住所に郵送したところ、「あて所に尋ねあたりません」として返還された。</p>

平成 28 年 10 月、 平成 29 年 2 月	○不確知所有者関連情報を保有すると思われる者への聞き取り 県が地域住民及びため池管理者に登記名義人の行方を確認したが、いずれも登記名義人のことを知らなかった。
平成 28 年 10 月、 平成 29 年 2 月	○不在者財産管理人候補者（B 氏）への聞き取り 当該用地は B 氏が果樹などを植えて管理しており、自分の所有地と認識していた。また、登記事項証明書を確認したことがなかったため、B 家の所有地ではないことを知らなかった。

2 不在者財産管理人制度を活用した用地取得

実施時期	内容
平成 30 年 10 月	○不在者財産管理人の選任申立て 柿迫池の改修事業の事業主体である県が自らを利害関係人として、大分家庭裁判所中津支部に対して、当該用地の管理者 B 氏を不在者財産管理人に選任するよう申立てを行った。 平成 30 年 11 月、家庭裁判所は当該申立てを相当と認め、当該用地の管理者 B 氏を不在者財産管理人として選任する審判を行った。
平成 30 年 12 月	○財産目録の提出 選任された不在者財産管理人は、財産目録を作成し、管理状況報告書及び管理事務経過一覧表を添付して、家庭裁判所へ提出した。 なお、原則的に財産目録は申立人側が把握している不在者の全財産について作成することとされているが、家庭裁判所の判断で当該用地の目録のみを作成することでよいものとされた。*
平成 30 年 12 月	○権限外行為の申立て 選任された不在者財産管理人が、家庭裁判所に対して、土地の売買を行うための権限外行為の申立てを行った。 平成 30 年 12 月、家庭裁判所は当該申立てを相当と認め、権限外行為申立てを許可する審判を行った。
平成 30 年 12 月	○土地の売買契約 不在者財産管理人と県の間で土地の売買契約を締結し、県が当該用地を取得した。

※現在は「所有者不明土地・建物管理制度」が令和 5 年 4 月に施行されたことにより、特定の土地・建物のみを対象として管理を行うことが可能となった。

<所有者不明土地・建物管理制度の参考資料>

出典：令和 3 年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法改正のポイント（法務省）

URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00499.html

3 工事着手

実施時期	内容
平成 30 年 12 月 令和 2 年 5 月	当該用地を含む堤体の工事に着手 工事完了

<民法（抜粋）>

（不在者の財産の管理）

第二十五条 従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

（管理人の職務）

第二十七条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

（管理人の権限）

第二十八条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

（管理人の担保提供及び報酬）

第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

（権限の定めのない代理人の権限）

第百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

3 相続財産管理制度（相続財産清算制度）の活用〔山梨県〕

事案の概要

山梨県山梨市の日下部地区では、地区内の農道、用排水路及び区画の整備を行い、優良農地を確保することを目的として、県が用排水路の改修工事を行うこととしていた。

用排水路を改修するに当たっては、用地を取得する必要があったが、土地所有者のうち1名は、平成17年に既に死亡しており、その共有持分について法定相続人全員が相続を放棄していた。

このため、県は相続財産管理制度（当時）※を活用し、家庭裁判所へ相続財産管理人選任の申立てを行い、選任された相続財産管理人と土地の売買契約を行った。

このことにより、県が用地を取得し、用排水路工事に着手することができた。

※令和5年4月1日施行の民法改正により、「相続財産管理制度」から「相続財産清算制度」に名称が変更されている。



図 事業計画平面図

土地の状況

当該用地の土地の登記事項証明書を確認したところ、所有者はA氏となっていたが、既に死亡していることが判明した。またA氏の法定相続人のB氏（共有持分（1/2））も平成17年に既に死亡していたことから、裁判所照会により法定相続人を確認したところ、法定相続人全員が相続放棄していることが判明した。



図 所有者不明土地の位置図



写真 工事前の状況



写真 工事後の状況

解決のために講じた方策の手順

1 土地所有者の探索

実施時期	内容
令和2年7月	<p><u>○土地の登記事項証明書の請求</u></p> <p>県が当該農地に係る土地の登記事項証明書の交付を登記所に請求したところ、登記名義人はA氏であったが、住民票を確認したところ既に死亡していた。</p>

2 法定相続人の探索

実施時期	内容
令和2年7月	<p><u>○法定相続人の戸籍謄本等の写しの請求</u></p> <p>県がA氏の法定相続人に係る戸籍謄本、除籍謄本、住民票除票の写しの提供を各法定相続人の所在する各市に求めるとともに、相続調査を実施したところ、B氏が相続人の1人となること（共有持分（1/2））が判明した。B氏の住所であるC市に対して住民票の写しの提供を求めたところ、住民票が存在しなかったため、住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本の提供を求めたところ、B氏は平成17年に死亡していることが判明した。</p>
令和2年8月	<p><u>○相続放棄の有無の確認</u></p> <p>県が家庭裁判所にB氏の法定相続人に係る相続放棄の有無を照会した。その結果、法定相続人全員が相続放棄していることが判明し、B氏の共有持分は誰にも相続されていないことを確認した。</p>

3 相続財産管理人（当時）※を活用した用地取得

※令和5年4月1日施行の民法改正により、「相続財産管理人」から「相続財産清算人」に名称が変更されている。

実施時期	内容
令和3年9月	<p><u>○相続財産管理人の選任申立て</u></p> <p>用排水路工事の事業主体である県が自らを利害関係人として、B氏の共有持分について家庭裁判所に対して相続財産管理人選任の申立てを行った。</p>
令和3年11月～ 令和3年12月	<p><u>○相続財産管理人選任の公告</u></p> <p>家庭裁判所は、県からの申立てに基づいて、相続人が明らかでないこと等についての審理を行った上で、弁護士であるD氏を相続財産管理人に選任し、その旨の公告を行った。</p>
令和4年3月～ 令和4年5月	<p><u>○相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の公告</u></p> <p>選任された相続財産管理人は、2か月以上の期間（令和4年3月9日から令和4年5月9日まで）を定めて、相続財産債権者・受遺者に対する請求の</p>

	申出をすべき旨を公告したところ、請求の申出はなかった。
令和4年8月	<p>○相続財産管理人による権限外行為許可申請</p> <p>相続財産管理人が土地を売却することについて、令和4年8月24日に家庭裁判所に対して権限外行為許可申請を行い、令和4年8月31日に許可を受けた。</p>
令和4年11月	<p>○土地の売買契約</p> <p>相続財産管理人と県との間で土地の売買契約を締結し、県が当該用地を取得した。</p>

4 工事着手

実施時期	内容
令和4年11月	県が用地取得後、用排水路工事に着手

<民法（抜粋）>（令和3年法律第24号による改正前のもの）

（相続財産法人の成立）

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

（相続財産の管理人の選任）

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

- 2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

（相続債権者及び受遺者に対する弁済）

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告があった後二箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。

この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

- 2 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで（第九百三十二条ただし書を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。

（相続人の捜索の公告）

第九百五十八条 前条第一項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

（権利を主張する者がいない場合）

第九百五十八条の二 前条の期間内に相続人としての権利を主張する者がいないときは、相続人並びに相続財産の管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。

（残余財産の国庫への帰属）

第九百五十九条 前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第九百五十六条第二項の規定を準用する。

<民法（抜粋）>（令和3年法律第24号による改正後のもの）

（相続財産法人の成立）

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

（相続財産の清算人の選任）

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の清算人を選任しなければならない。

- 2 前項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

（相続債権者及び受遺者に対する弁済）

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告があったときは、相続財産の清算人は、全ての相続債権者及び受遺者に対し、二箇月以上の期間を定めて、その期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならない。

- 2 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで（第九百三十二条ただし書を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。

（権利を主張する者がいない場合）

第九百五十八条 第九百五十二条第二項の期間内に相続人としての権利を主張する者がいないときは、相続人並びに相続財産の清算人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。

（残余財産の国庫への帰属）

第九百五十九条 前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第九百五十六条第二項の規定を準用する。